

京都大学における履修証明プログラムに関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(編成の要件)</p> <p>第4条 履修証明プログラムは、本学が開講する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。</p> <p>2 一の履修証明プログラムの修了に要する総時間数は、<u>120</u>時間以上とする。</p> <p>3 履修証明プログラムの講習又は授業科目を担当する者は、本学の教員とする。ただし、当該履修証明プログラムを開設する部局の長（複数の部局が共同して一の履修証明プログラムを開設する場合には、当該履修証明プログラムを開設する部局の長の代表者。以下「開設部局の長」という。）が必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に委嘱することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(編成の要件)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 一の履修証明プログラムの修了に要する総時間数は、<u>60</u>時間以上とする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>